

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年8月18日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町200番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 京都タンパク 代表取締役 八陣 康夫 電話 075-622-3181					
主たる業種	食品加工 (豆腐、油揚げ製造業)				細分類番号	0 9 9 3	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	代表取締役をリーダーとして、平成25年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	16,158.7 トン	15,372.7 トン	15,779.6 トン		-3.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	16,158.7 トン	15,372.7 トン	15,779.6 トン		-3.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	新製品対応の生産設備導入 (省エネ機器化)、生産操作時間の改善等を行った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (処理大豆量ton/10)	17.16	17.92	17.99		4.63 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		実績に対する自己評価	365日24時間操業のため生産設備の故障信頼度の向上に努めた。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		25.0 パーセント	30.0 パーセント	30.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	生産設備の適性な運転管理推進 (生産工場 ^{エネキ} -原単位を月別管理)					
	(27)年度	生産設備の適性な運転管理推進 (工場 ^{エネキ} -原単位を各工場別に月別管理)					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自動車通勤の自粛					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自転車、バイク通勤 公共交通を利用が浸透してきた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化推進						
特記事項	25~26年度に新製品加工設備 (工場拡張) が増設のため基準年度を25年度とした。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。